

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福島県報

目次

○福島県監査委員  
監査公表三件

## 福島県監査委員

### 監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。

令和3年5月14日

福島県監査委員 星 公正  
福島県監査委員 佐久間 俊男  
福島県監査委員 佐竹 浩  
福島県監査委員 高橋 宏和

#### 1 監査等の基準

本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。

#### 2 監査等の種類

財務監査

#### 3 監査等の対象及び実施内容

##### (1) 農林水産部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
県北家畜保健衛生所	令和元年度 令和2年度	令和3年2月3日	星 公正	佐竹 浩	実地監査

##### (2) 教育委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
小名浜高等学校	令和元年度 令和2年度	令和3年2月4日	佐久間俊男	高橋 宏和	実地監査
いわき支援学校	令和元年度 令和2年度	令和3年2月4日	佐久間俊男	高橋 宏和	実地監査

(3) 公安委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
石川警察署	令和元年度 令和2年度	令和3年2月3日	星 公正	佐竹 浩	実地監査

4 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。(合規性)
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。(正確性)
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。(経済性)
- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が挙げられているか。(効率性)
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。(有効性)

5 監査等の結果

- (1) 農林水産部  
監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。
- (2) 教育委員会  
監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。
- (3) 公安委員会  
監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(監査総務課)

監査公表第10号

令和3年2月19日監査公表第1号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和3年5月14日

福島県監査委員 星 公正  
 福島県監査委員 佐久間 俊 男  
 福島県監査委員 佐 竹 浩  
 福島県監査委員 高 橋 宏 和  
 2財第2491号  
 令和3年3月15日

福島県監査委員 星 公正  
 福島県監査委員 佐久間 俊 男 様  
 福島県監査委員 佐 竹 浩  
 福島県監査委員 高 橋 宏 和

福島県知事 内 堀 雅 雄 閣

定期監査に係る措置状況について(通知)

令和3年2月2日付け2福監第303号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

(別紙様式)

定期監査に係る措置状況について

監査対象機関 南会津建設事務所  
 監査対象年度 令和元年度  
 監査実施年月日 令和2年11月24日

指摘・勧告事項	措置状況
「指摘事項」 河川敷占用料の調定事務について、著しく適正を欠いているものがある。	(原因) 今般の事案は、平成22年8月5日付けで国が許可した河川区域内の土地の占用

「事実」  
 河川区域における土地占用料（河川敷  
 占用料）について、平成22年8月に甲株  
 式会社が発電所に係る専用橋梁や通路等  
 設置のために河川管理者（国）から許可  
 を受け、河川法に基づき県が徴収できる  
 にもかかわらず、占用料5,237,400円の  
 収入調定が行われていなかった。  
 なお、平成28年度から令和元年度まで  
 の占用料2,167,200円を令和2年9月に  
 徴収しているが、平成27年度以前の占用  
 料3,070,200円は時効により徴収できな  
 くなっている。

1 許可年月日 平成22年8月5日  
 2 占用期間 平成22年8月5日から  
 令和2年3月31日まで  
 3 占用面積 2,709m<sup>2</sup>  
 「是正又は改善の意見」  
 河川敷占用料の調定に当たっては、適  
 時適切に許可内容を確認し、関係規程に  
 基づき適正に行うこと。

について、県において河川占用料を徴収  
 すべきところ、国からの許可通知を課内  
 回覧しただけで河川占用料の徴収手続を  
 行わなかったことが原因です。  
 当該占用許可は台帳への記載が行われ  
 なかったため、それ以降の担当者も当該  
 許可の存在を把握することができず、令  
 和2年度の国からの更新許可があった際  
 に初めて河川占用料の徴収漏れが判明し  
 ました。  
 （処理状況）  
 今般の事案を受け、占用者に説明及び  
 謝罪を行い、平成28年度以降分の占用料  
 の納付をお願いし、令和2年9月に納付  
 していただきました。  
 （今後の対応）  
 今後は、国からの許可通知を回覧する  
 際に、必要な事務処理の記載や記入済の  
 台帳の写しを添付して回覧を行うなど、  
 担当者以外にも必要な事務処理がわか  
 るようにするとともに、河川法等に基づく  
 占用許可に係る進捗管理表を作成し、処  
 理状況について誰もが確認できる体制を  
 整え、複数者でチェックを行うこととし、  
 再発防止に努めてまいります。

（監査総務課）

監査公表第11号

令和3年2月19日監査公表第1号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県教育委員会教育長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和3年5月14日

福島県監査委員 星 公 正  
 福島県監査委員 佐久間 俊 男  
 福島県監査委員 佐 竹 浩  
 福島県監査委員 高 橋 宏 和  
 2 教財第1220号  
 令和3年3月25日

福島県監査委員 星 公 正  
 福島県監査委員 佐久間 俊 男 様  
 福島県監査委員 佐 竹 浩  
 福島県監査委員 高 橋 宏 和

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一 団

定期監査に係る措置状況について（通知）

令和3年2月2日付け2福監第303号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

（別紙様式）

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象機関 県南教育事務所
- 監査対象年度 平成30年度
- 監査実施年月日 令和2年11月5日

指 摘・勸 告 事 項	措 置 状 況
「指摘事項」 報酬及び旅費の支出時期に著しく適正を欠いているものがある。	（原因） 今般の事案は、経理担当者及び業務担当者それぞれにおける関係規程の理解不

「事実」  
報酬及び旅費に係る次の支出事務について、適正な時期に処理されず過年度支出となっている。  
1 平成27年度から平成30年度までのスクールカウンセラー8名分の報酬166,000円、旅費19,045円について、令和2年9月30日に支出している。  
2 平成29年度から平成30年度までのスクールカウンセラースーパーバイザー1名分の報酬110,000円、旅費1,900円について、令和2年9月30日に支出している。  
「是正又は改善の意見」  
報酬及び旅費の支給に当たっては、組織内の情報共有やチェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。

足や業務引継の不備、更には両者間の業務の連携が不足していたこと。また、管理職においても、関係規程の理解や組織的なチェックが不十分だったことが原因です。  
(処理状況)  
令和2年9月18日  
報酬及び旅費について支出手続を行いました。  
令和2年9月25日  
支給対象者に文書連絡を行いました。  
令和2年9月30日  
報酬及び旅費について支出しました。  
(今後の対応)  
スクールカウンセラー等派遣事業及び緊急スクールカウンセラースーパーバイザー派遣事業の事務について、以下のとおり対応します。  
1 経理担当者及び業務担当者の両者間で業務全般について連携して情報共有を図り、勤務実績のダブルチェックを行うことをマニュアル化し、支出漏れを防止します。  
2 管理職においては、組織的なチェック体制の確立及び進捗管理の徹底を図り、内部統制を進め、事務執行体制を強化します。  
3 管理職及び担当者とともに、日常的に相互の気付きや意見等を伝え合うことで、相互の業務経験の蓄積を高め、懸案事項については、しっかりと引継ぎを行い、同様のミスを繰り返さないよう再発防止に努めます。

- 2 監査対象機関 喜多方桐桜高等学校  
監査対象年度 令和元年度  
監査実施年月日 令和2年12月1日

指 摘・勸 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 通勤手当の支給に著しく適正を欠いているものがある。 「事実」 教員Aの通勤手当について、病気休暇復帰後の支給開始処理を失念し、令和元年8月分から令和2年3月分までの通勤手当（月額13,200円）が職員調査日現在未支給となっている。 通勤手当（令和元年8月から令和2年3月までの8か月分） 正当支給額 105,600円 既支給額 0円 不足支給額 105,600円 「是正又は改善の意見」 通勤手当の支給に当たっては、支給要件の確認を徹底し、チェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に</p>	<p>(原因) 今般の事案は、事務室内での職員間の意思疎通や引継ぎの不備からミスが発生し、それらが業務点検結果への対応の遅れにまで拡大してしまったことが原因です。 (処理状況) 令和2年10月22日 追給・返納計算依頼書を作成し、職員課に送付しました。 令和2年11月11日 職員課より、同日付けで追給額105,600円を振込予定との回答を受けました。 令和2年11月16日 教員Aより振込確認の報告を受けました。 (今後の対応)</p>

行うこと。

通勤手当支給事務について、以下のとおり対応を改めます。

- 1 必要な事務処理について担当者及び上席者が確認し合いながら進めることで、組織全体として知識の向上に努めるとともに、確実なチェック体制を確立します。
- 2 異動等によって担当者等が交替しても必要な事務手続が適正に執行されるよう、注意すべき事項として引継書に必ず記載し、確実に引き継ぎます。

(監査総務課)